

第6回会議にて委員から意見のあった提言事項

H30. 3. 6 第7回市民参加推進会議【資料2-1】

No.	発言者	各委員からの意見内容	マトリックス取扱い	理由
1	小口委員 石田委員	審議会等の対象事業について情報を必ず市民へ公開する。	④	情報の公開については平成28年度答申を行っており、事前ヒアリングや市民参加条例職員研修にて庁内の周知啓発に努める。
2	小口委員 徳本委員 宮本委員	法、県条例で定められた審議会は市民参加対象から除く。	①	担当課での事業の確認について精度の向上に努める。
3	小口委員	原則的には市民参加の対象事業は市の独自で行う事業とする。	①	担当課での事業の確認について精度の向上に努める。
4	金子委員 手塚委員 徳本委員	評価基準等の変更を行う。	①	3月の議論で検討を行う。
5	徳本委員	3年間の中で条例改正の検討を行う。	⑨	今後の2年間の中で議論していく。
6	手塚委員 市川委員	審議会等の会議開催日、時間帯の工夫	⑤	審議会等の休日・夜間の開催は市民参加条例の求めるところでもあることから答申案とする。
7	手塚委員	無作為抽出による公募委員候補者登録制度の拡充	⑤	無作為抽出による公募委員候補者登録制度の拡充は多様な世代の市民参加を推進することに繋がるため答申案とする。
8	石田委員	アンケートの効果的な活用を図る。	⑧	アンケートの制度については各課の判断により対象や集計方法を判断を行うものであるが、精度の向上を図るなどの意見については事前ヒアリングや市民参加条例職員研修にて周知啓発に努める。
9	石田委員	パブリックコメントの実効ある実施について	①	平成28年度に答申を行っており、さらなる周知啓発に努める。
10	石田委員	市民参加の手法の計画的実施についての市長のリーダーシップ発揮	①	担当課での事業の確認について精度の向上に努める。
11	石田委員	市民参加条例についての庁内意識の変革	①	事前ヒアリングや市民参加条例職員研修にて庁内の周知啓発に努める。
12	石田委員	審議会における公募委員比率の引き上げ	④	審議会の委員は審議会の趣旨及び審議内容に応じ望ましい委員の構成や構成割合が異なることから個別の基準を設けていない。評価基準の公表や市民参加職員研修にて周知啓発に努める。